

福島町観光協会マスコットキャラクター「するめ～」の デザイン使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島町観光協会（以下「本会」という。）のマスコットキャラクター「するめ～」のデザイン（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(キャラクターの形状)

第2条 キャラクターの形状は、別表1のとおりとする。

(使用承諾基準)

第3条 キャラクターの使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承諾しないものとする。なお、本会が必要と認めるときは、使用に関して条件を付することができる。

- (1) キャラクターのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのあるとき。
- (4) その他、承認することが不相当と認められるとき。

(使用申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクター使用承認申請書（別記第1号様式）を本会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 本会または地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他本会が適用と認めるとき。

(使用承認等の通知)

第5条 本会は、申請者に対し、使用することが適当と判断した場合は、キャラクター使用承認書（別記第2号様式）を通知するものとする。なお、使用することが不相当と判断した場合は、その理由を明記した書面をもって申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 使用者に対するキャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用すること。

(3) その他、当会が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承諾の取消)

第8条 本会は、使用者が虚偽その他不正な方法によりキャラクターの使用承認を得たとき、又はキャラクター使用後において、第7条に定める事項を遵守しなかったとき、又は、その他この規程に違反したと認められるときは、その使用承諾を取り消し、使用の中止を命じることができる。この場合、使用者に損害が生じても本会はその責めを負わない。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月3日から施行する。

別表 1

福島町観光協会マスコットキャラクター「するめ～」

